

(直近改訂時点：2021年3月)

「支払等報告書」に関する事例集

- I. 概要解説
- II. 報告事例集

＜ご利用にあたっての注意事項＞

■ 本資料は、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）等の法令*に基づき定められた報告書のうち「支払又は支払の受領に関する報告書」（以下「支払等報告書」）に関する概要の解説と報告事例集です。報告者が報告書に記入する際に、実務上の参考としてもらうことを目的とし、具体的な取引事例を用いて、支払又は支払の受領に関する外為法の解説・報告要否・報告書の記入方法等について説明しています。

I. 概要解説……法令及び支払等報告書に関する概要をごく簡単に説明しています。
（IIの報告事例をご覧になる前にご利用ください）

II. 報告事例集……よくある取引事例に基づいて、外為法上の考え方と具体的な報告方法について解説を付して取り纏めています。
（類似取引事例を見つけ、支払等報告書を記入する際の参考としてご利用ください）

■ 本資料では、利用者の利便性に鑑み、極力平易な表現を用いています。また、特殊な外為法上の規定については一部割愛しています。従って、法律上の正確な定義や文言については、本資料と併せて、法令や日銀HPに掲載される報告書の記入の手引をご参照ください。

また、II. 報告事例集に示した作成方法については、記載した事実関係（資本関係、事業内容等）を前提としています。このため、前提条件が異なれば、報告内容も異なりますのでご注意ください。特に提出要否を判断する時は、法令を必ずご確認ください。

* 「外国為替及び外国貿易法」、「外国為替令」、「外国為替に関する省令」、「外国為替の取引等の報告に関する省令」等。

■本資料で用いる用語の略語一覧

略 語	正式名称
外為法	外国為替及び外国貿易法
外為令	外国為替令
外為省令	外国為替に関する省令
報告省令	外国為替の取引等の報告に関する省令
支払等報告書	支払又は支払の受領に関する報告書 <別紙様式1~4>
支払等報告書（経由）	支払又は支払の受領に関する報告書 （銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）<別紙様式3、4>
支払等報告書（非経由）	支払又は支払の受領に関する報告書 （銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）<別紙様式1、2>
支払等	支払又は支払の受領
受領	支払の受領
国収項目番号	国際収支項目番号
基準裁定レート	基準外国為替相場及び裁定外国為替相場

■本文中、該当条文を示す場合（例）

1②ニイ	第1条第2項2号イ
------	-----------

I. 概要解説

（「支払等」に関する簡単な解説）

I. 概要解説

(1)「支払等報告書」の提出について

■ 支払等の範囲

支払等の範囲については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和55年11月29日蔵国第4672号)により、次のように定められています。

第1章の2 支払等

(支払及び支払の受領の範囲)

16-1等

「支払」及び「支払の受領」とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 当事者間において支払手段を移転する行為（支払手段と同視し得る、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）、貴金属その他の財産的価値を移転する行為を含む。）
- 2 1に掲げるものを除くほか、当事者間において証券、動産、不動産に係る権利その他の支払手段以外の財産的価値の移転により債権債務を消滅させる行為（現物決済又は代物弁済により債権債務を消滅させる行為及び贈与を含む。）
- 3 相殺及び貸借記並びに当事者間の合意に基づき財産的価値の移転を伴わず債権債務を消滅させる行為

■ 報告の根拠法

外為法(55条)により、次のような支払等を行った場合に、「支払等報告書」の提出(事後報告)が求められています(具体的なイメージについては、概要解説(2)参照)。ただし、報告が免除される場合もあります(報告要否の判断については、概要解説(3)参照)。

- ① 居住者又は非居住者が、本邦から外国へ向けた支払又は外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき
 - ただし、非居住者が行った支払等は報告が免除されています(報告省令1②)。
 - これは、クロスボーダーの資金移動が対象となっています。取引相手が居住者の場合も対象となります。
- ② 本邦又は外国において、居住者が非居住者との間で支払等をしたとき
 - 支払等の実行地にかかわらず対象となります。

■ 報告義務者

報告者は居住者です。非居住者は報告不要です。

<参考> 居住者と非居住者の定義(外為法6①五、六)

居住者	<ul style="list-style-type: none">・ 本邦内に住所又は居所を有する個人及び本邦内に主たる事務所を有する法人。・ 非居住者の本邦内の支店、出張所等の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
非居住者	<ul style="list-style-type: none">・ 居住者以外の個人及び法人。

(注) 居住性の判断基準については、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」(昭和55年11月29日蔵国第4672号)もご参照ください。

■ 報告書様式

報告書様式には、次の4種類があります。

報告書様式	報告書名	提出先	提出期限
別紙様式第1	支払又は支払の受領に関する報告書 (銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)	日本銀行	翌月20日まで
別紙様式第2	支払又は支払の受領に関する報告書 (銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領(取りまとめ分))	日本銀行	翌月20日まで
別紙様式第3	支払又は支払の受領に関する報告書 (銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)	支払等を実行した銀行等 ^(注)	支払等の実行日から 10日以内
別紙様式第4	支払又は支払の受領に関する報告書 (銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領(取りまとめ分))	支払等を実行した銀行等 ^(注)	翌月10日まで

(注) オンライン報告の場合には、直接日本銀行へ提出。提出期限は、別紙様式第3は支払等の実行日から20日以内、別紙様式第4は翌月20日まで。

—— 報告書の作成や提出方法については、日銀HPに掲載している「支払又は支払の受領に関する報告書」の記入の手引をご覧ください。

<支払等の方法による区分>

- ①別紙様式第3、4は、本邦にある銀行等の為替を利用した支払等に使用します(概要解説(4)参照)。
- ②別紙様式第1、2は、上記以外の全ての支払等に使用します(概要解説(5)参照)。

<報告方法(都度報告/取りまとめ報告)による区分>

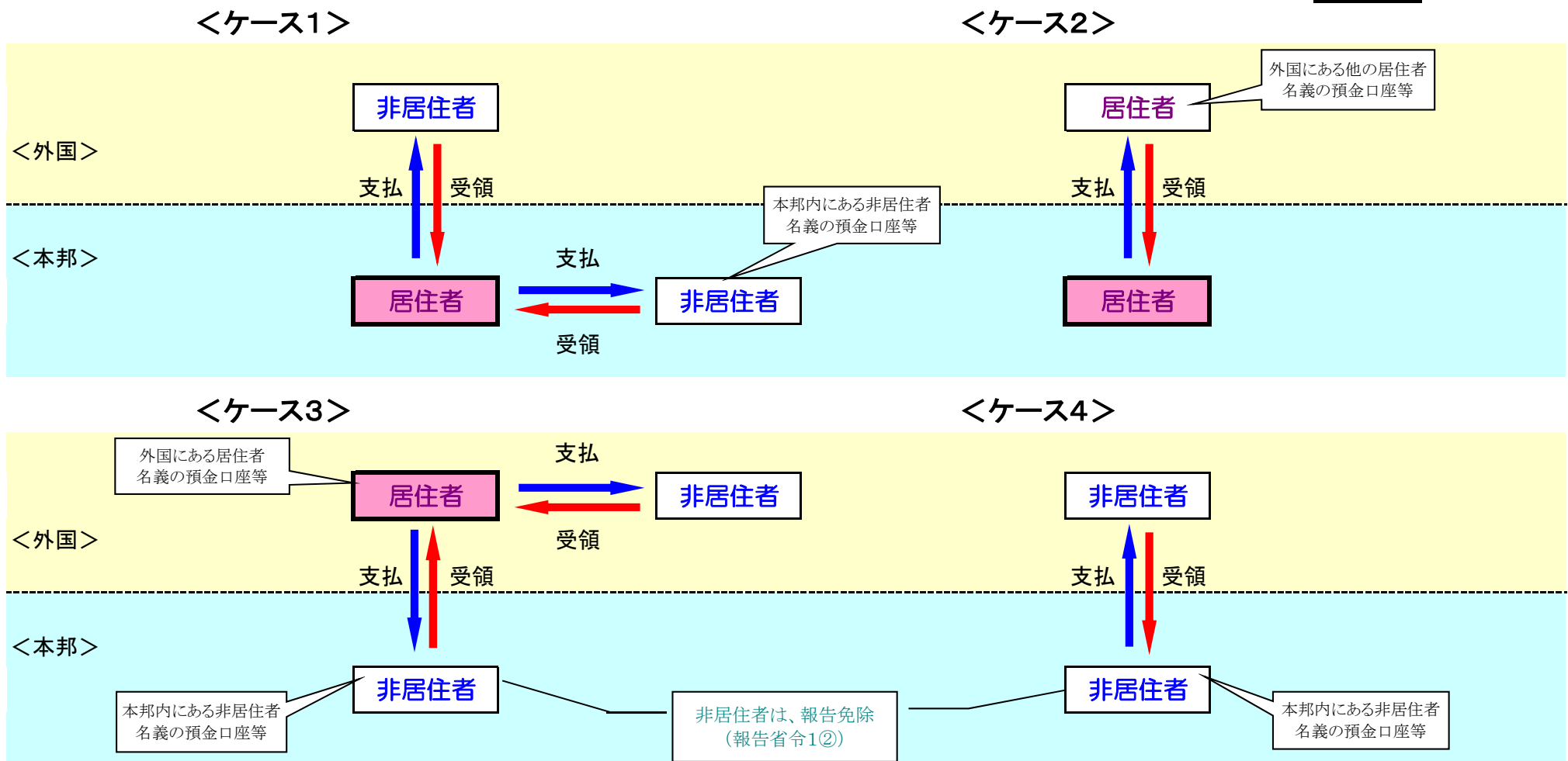
- ①別紙様式第1、3は、支払等(決済)が発生する都度報告します。
- ②別紙様式第2、4は、一か月分の支払等を一括(集計)して報告する際に使用します^(注)。

(注) 別紙様式第4の書面報告を使用する場合には、事前に財務大臣に書面で通知する必要があります。本書面の提出先は、財務省国際局調査課外国為替室です。ただし、オンライン報告の場合は当該通知は不要です(報告省令3③)。なお、別紙様式第2については、書面およびオンライン報告とも当該通知は不要です。

(2) 報告が必要となる支払等の種類

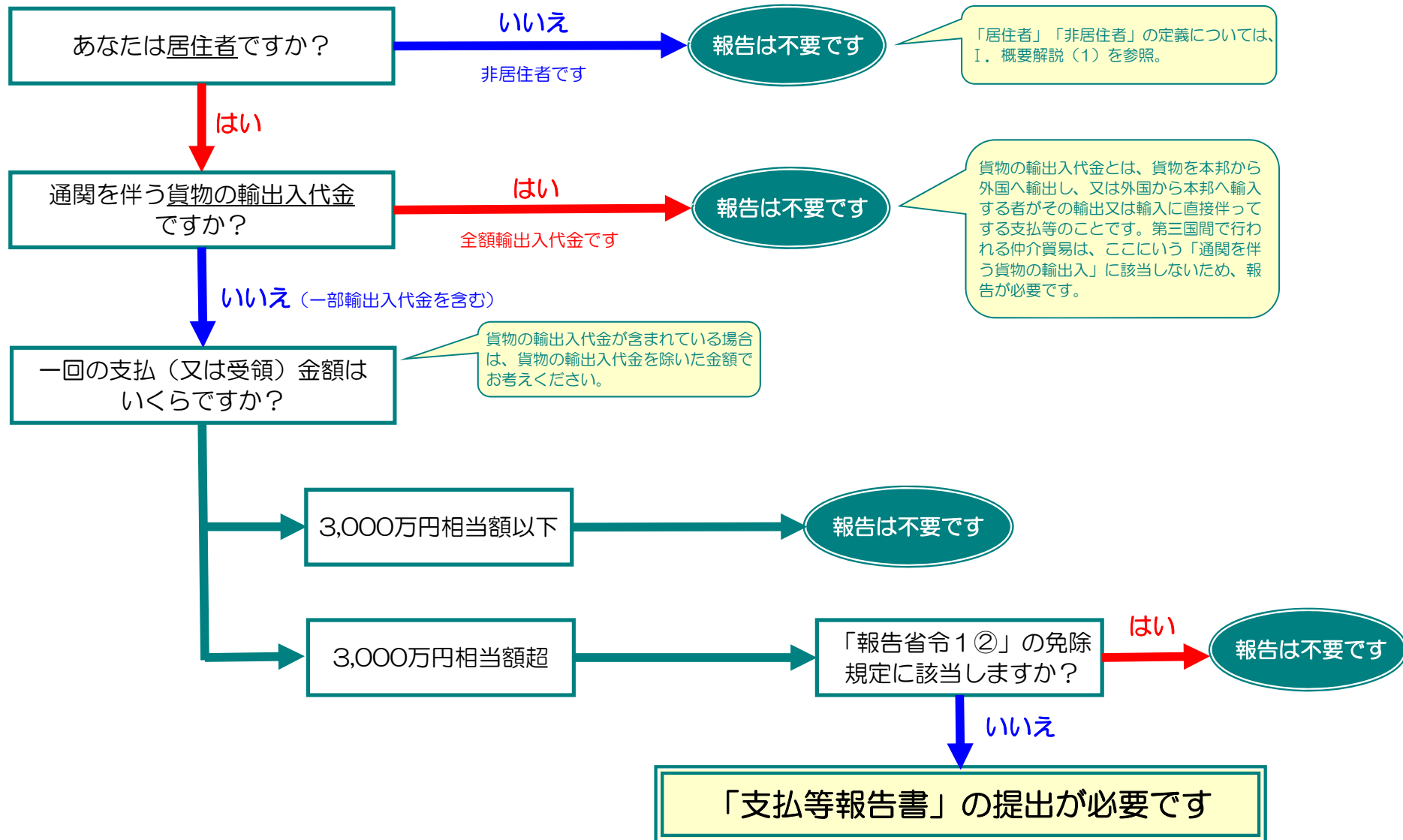
- ◆ 外為法55条の規定により報告が必要となる支払等の具体的なイメージは下記の通りです。なお、実際に資金移動が発生しない場合でも、居住者と非居住者との間の債権債務の決済に該当する場合は、報告が必要となります(「Ⅱ. 報告事例集」参照)。
- ◆ また、報告が免除される場合もあります(概要解説(3)参照)。

(は報告者)



(3)「支払等報告書」提出の要否判断のための簡易フローチャート

—— 報告免除についての詳細は、外為法令をご確認ください。

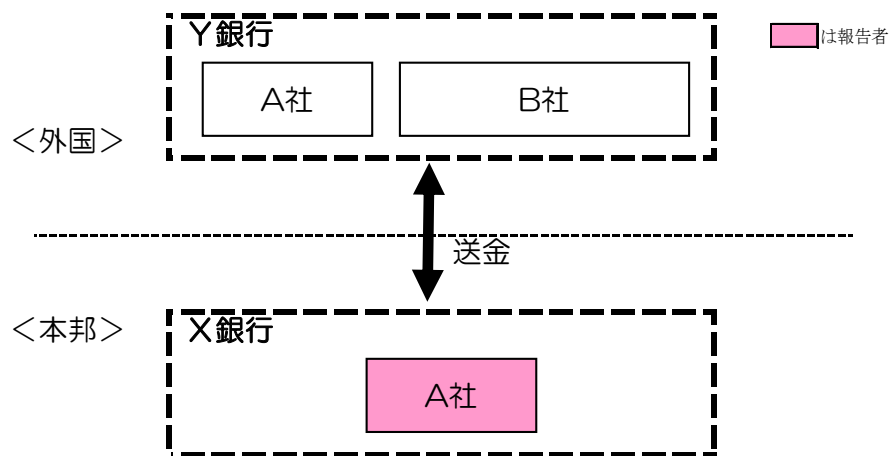


(4)「支払等報告書(経由)」を使用する報告

- ◆ 「支払等報告書(経由)」(別紙様式第3、4)は、本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じて、外国送金など為替を用いた支払等を行った場合の報告に用います。具体的には次の(イ)(ロ)の何れかのケースが該当します。

(イ) 概要解説(2) <ケース1、2>のうち本邦にある銀行等の為替を利用して外国に送金(又は送金の受領)をした場合

【主な取引例】 X銀行にあるA社の預金口座から、Y銀行にあるA社自身又はB社の預金口座へ振込んだ場合(又はその逆のパターン)。

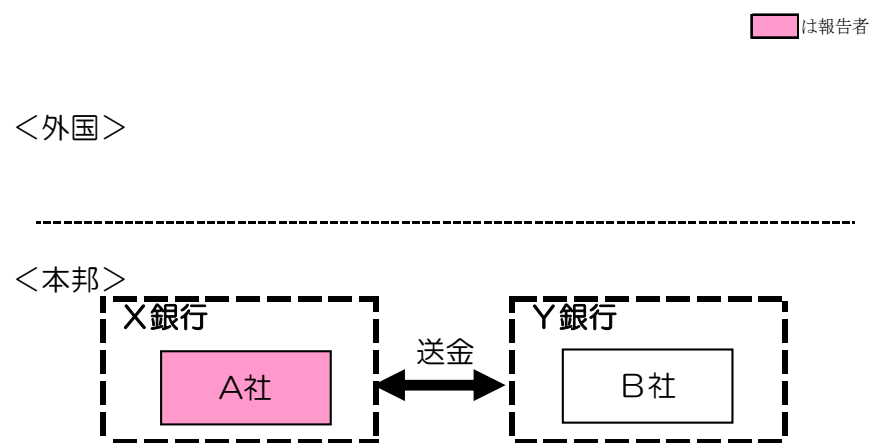


<考え方>

- A社がA社自身の預金口座に資金を移動(入金)するケースについては、外為法では、A社が非居住者であるY銀行に対して、預金のための資金を支払ったと捉えるため(概要解説(2)の<ケース1>に該当)、報告が必要となります。
- 本邦と外国との間の送金(又は送金の受領)については、相手方の居住性にかかわらず報告が必要のため、B社が居住者の場合(I.概要解説(2)の<ケース2>に該当)でも報告が必要となります。

(ロ) 概要解説(2) <ケース1>のうち本邦にある銀行等の為替を利用して、本邦にある非居住者預金口座へ送金(又は送金の受領)をした場合

【主な取引例】 X銀行にあるA社の預金口座から、本邦にあるY銀行のB社(非居住者)の預金口座へ振込んだ場合(又はその逆のパターン)。



<考え方>

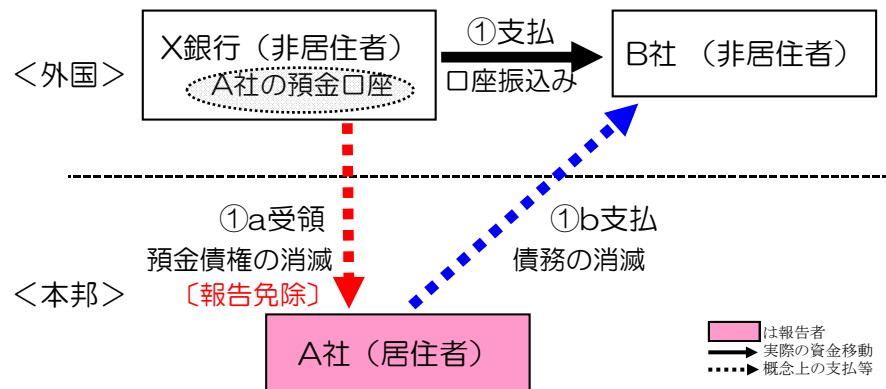
- 本邦内における送金(又は送金の受領)については、相手方が非居住者の場合に限り、報告が必要です。相手方が居住者の場合は、外貨建て送金(又は送金の受領)であっても報告対象ではありません。
- 同じ銀行内における口座振替であっても同様です。

(5)「支払等報告書(非経由)」を使用する報告

- ◆ 「支払等報告書(非経由)」(別紙様式第1、2)を使用するのは、概要解説(4)で示した支払等以外の全ての支払等が該当します(主な具体例は以下(イ)～(ロ)参照)。実際には資金移動が発生しない場合でも、非居住者との間の債権債務の消滅を伴う支払等(取引)であれば報告が必要となります。

(イ) 海外預金口座からの振替により非居住者に支払う場合

【主な取引例】A社は、自社の海外預金口座から外国にあるB社の預金口座へ振込みを行った。



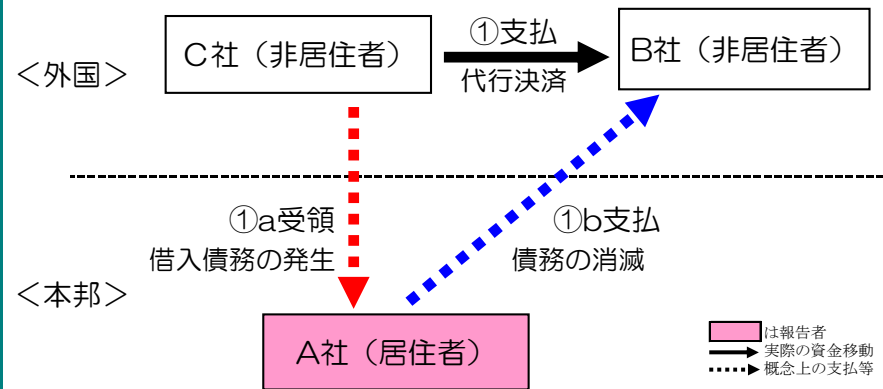
<考え方>

- 実際の資金移動は、①のA社からB社への振込みによる支払です。この支払により、A社のX銀行に対する預金債権が消滅すると共にA社のB社に対する債務も消滅します。
- 外為法では、この資金移動は、まずA社がX銀行から引出した預金を受領し(①a)、当該資金をB社に支払った(①b)と捉えるため、①aと①bについて「支払等報告書(非経由)」が必要となります。しかし、本ケースのように、A社の海外預金口座からX銀行以外の非居住者(B社)の預金口座に振替えた場合は、①aの海外預金債権の消滅に関する支払等報告は免除されます(報告省令1②-イ)。
- 海外預金口座で債権を回収(支払の受領)する場合も同様です(報告省令1②-イ)。

⇒「支払等報告書」の作成方法は、後掲<事例2>参照。

(ロ) 非居住者に他の非居住者との決済を代行(立替払い)してもらう場合

【主な取引例】A社は、B社への債務の支払をC社に立替えてもらった。



<考え方>

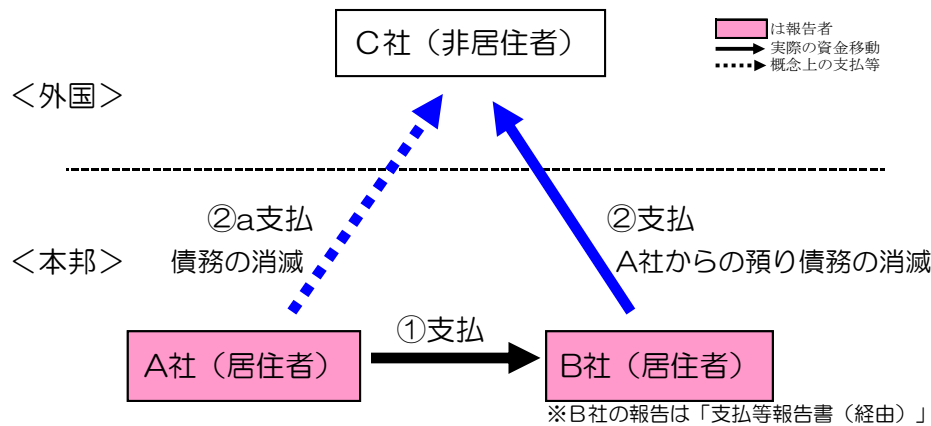
- C社がA社のためにB社に立替払い(①)をした時点で、A社のB社に対する債務が消滅します。
- 立替払いによって金銭貸借が発生するものと考えますので、まずA社がC社から借入金を受領し(①a)し、その資金でB社に債務を支払った(①b)と捉えます。従って①aと①bについて「支払等報告書(非経由)」の報告が必要となります。
- なお、後日、本邦にある銀行を通じてC社に立替金を返済する場合は「支払等報告書(経由)」が必要です。また、銀行を通じない形での返済を行う場合は、「支払等報告書(非経由)」の提出が必要となります。

⇒「支払等報告書」の作成方法は、後掲<事例1>参照。

(5)「支払等報告書(非経由)」を使用する報告(続き)

(ハ) 他の居住者に非居住者との決済を代行してもらう場合

【主な取引例】A社は、C社への支払について、予めB社に資金を預け、決済を代行してもらった。



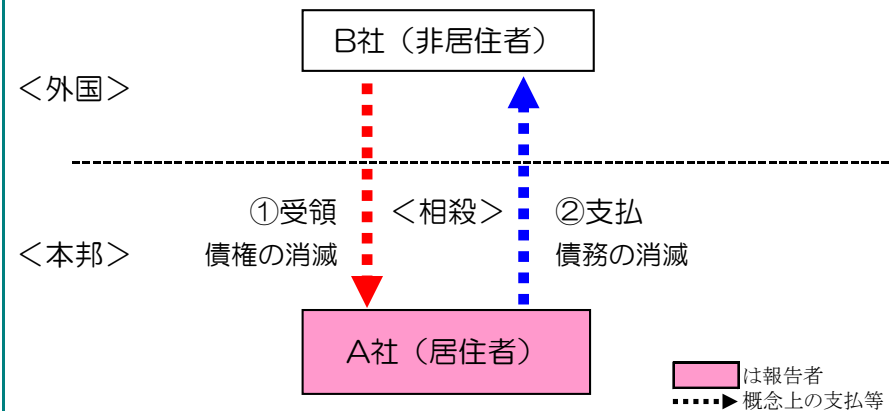
<考え方>

- A社がB社に支払(①)を行った時点ではA社のC社に対する債務は消滅しません。これはA社がB社にC社との決済資金を預けた(本邦内における居住者間の支払)に過ぎないので、報告の対象ではありません。
- 外為法では、B社がC社に対する支払(②)を行った時点でB社は「支払等報告書(経由)」が必要となります。同時に、この送金によりA社のC社に対する債務が消滅するため、A社からC社に金銭の支払があった(②a)と捉え、A社も「支払等報告書(非経由)」の報告が必要となります。

⇒「支払等報告書」の作成方法は、後掲<事例5>参照。

(二) 非居住者との間で債権債務の相殺を行った場合

【主な取引例】B社に対する債権と債務を相殺により消滅させた。



<考え方>

- 相殺決済では、実際の資金移動は発生しませんが、同額の債権と債務が同時に消滅します。
- 外為法では、当該債権債務の消滅に伴い、B社との間で金銭の受領(①)と支払(②)があったと捉えるので、報告が必要となります。
- なお実際には、債権の総額と債務の総額が異なる場合があります。この差額を本邦にある銀行の為替を利用して決済した場合には、別途「支払等報告書(経由)」も必要となります。

⇒「支払等報告書」の作成方法は、後掲<事例7、8>参照。

Ⅱ. 報告事例集

（「支払等報告書」の要否・記入方法等）

目 次

＜事例1＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、立替払いの場合）

C社（A社の100%子会社、米国）は、A社のためにB社（米国）に特許使用料（100万US\$）を立替払いしました。翌月、A社はC社に100万US\$を送金しました。

＜事例2＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、預け金＜預入期間が10日超＞の場合）

A社はC社（A社の100%子会社、米国）を通じてB社（米国）に特許使用料（100万US\$）を支払います。支払資金は予めA社からC社に送金しました。

＜事例3＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、預け金＜預入期間が10日以内＞の場合）

A社はC社（A社の100%子会社、米国）を通じてB社（英国）に特許使用料（100万US\$）を支払います。支払資金は予めC社に送金し、C社は資金受領後10日以内にB社に対して支払を行いました。

＜事例4＞非居住者が行う決済代行（居住者間取引、立替払いの場合）

A社の国内取引に係る決済は、シンガポールの金融子会社C社（A社の100%子会社）が代行しています。今般A社がB社（居住者）に支払う特許使用料（3,500万円）をC社が立替えて支払いました。翌月、A社はC社に対して3,500万円を送金しました。

＜事例5＞居住者が行う決済代行（他の居住者と非居住者との取引、預り金の場合）

商社B社（居住者）は、A社（居住者）の取引に係る決済の代行をしています。今般、B社は、A社がC社（米国）に支払う特許使用料（100万US\$）を予め預り、A社に代わってC社に支払いました。

＜事例6＞外国子会社からの配当金の受取（源泉徴収あり、対外支払手段の売買＜為替売買＞を伴う場合）

A社は、米国の子会社B社（A社の100%子会社）から配当金（500万US\$）を受領しました。配当金の本国送金にあたっては、B社が10%の源泉徴収を行った後、本邦にあるA社の銀行口座に円建てで送金しました（4.5億円）。〔A社とB社との間の為替レートは100円/US\$とする〕

＜事例7＞債権債務の相殺

A社はB社（米国）に対し、特許使用料（100万US\$）の債権と医薬品の研究開発費（60万US\$）の債務があります。今般、A社は研究開発費の債務60万US\$をB社に対する特許使用料の債権の一部と相殺し、B社から差額の40万US\$を本邦にある銀行口座で受取りました。

＜事例8＞債権債務の相殺（国収項目番号491を用いる報告）

A社はB社（米国）に対し、特許使用料（100万US\$）の債権と医薬品の研究開発費（60万US\$）の債務があります。今般、A社は研究開発費の債務60万US\$をB社に対する特許使用料の債権の一部と相殺し、B社から差額の40万US\$を本邦にある銀行口座で受取りました。

＜事例9＞株式の交換

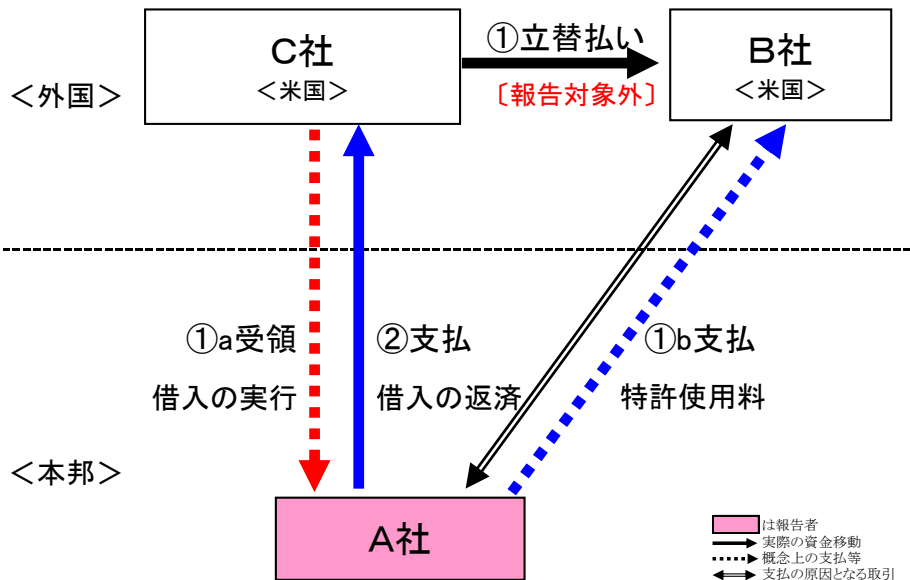
A社はB社（米国）が保有しているC社（B社の100%子会社、日本）の株式をB社から取得し、代わりにA社の株式をB社へ交付しました（A社株式の交付後、B社のA社に対する議決権比率は50%）。

＜事例10＞現物出資

A社は保有しているB社（A社の100%子会社、米国）の株式をC社（A社の100%子会社、米国）に現物出資しました。

＜事例1＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、立替払いの場合）

C社（A社の100%子会社、米国）は、A社のためにB社（米国）に特許使用料（100万US\$）を立替払いしました（①）。翌月、A社はC社に100万US\$を送金しました（②）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	①a	①b	②
報告義務発生時		①の実行時	①の実行時	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕		非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	経由 〔様式3or4〕
報告者		A社	A社	A社
取引相手・国		C社・米国	B社・米国	C社・米国
金額		100万US\$	100万US\$	100万US\$
支払/受領		受領	支払	支払
支払/受領の 原因となる取引		外国子会社等からの 借入の実行 (金融会社間以外)	特許使用料 の支払	外国子会社等からの 借入の返済 (金融会社間以外)
国収項目番号		923	451	923

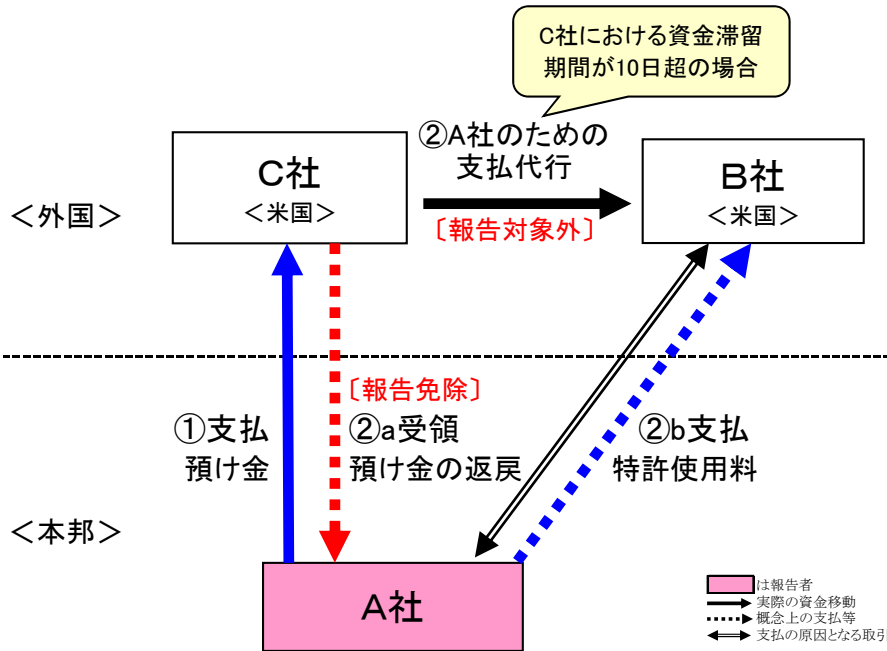
＜ポイント＞

■ C社がB社に対して行った立替払い（①）は、外国における非居住者間の支払等であるため報告対象ではありませんが、この時点でA社のB社に対する債務が消滅します。

■ 立替払いによって金銭貸借が発生するものと考えますので、①のC社からB社への資金移動は、まずA社がC社から借入金を受領し（①a）、当該資金でB社に特許使用料の支払（①b）をしたと捉えます。従って、②のA社からC社に向けた送金は、特許使用料ではなく、①aの借入に係る返済金となります。

＜事例2＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、預け金＜預入期間が10日超＞の場合）

A社はC社（A社の100%子会社、米国）を通じてB社（米国）に特許使用料（100万US\$）を支払います（②）。支払資金は予めA社からC社に送金しました（①）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	②	②a[報告免除]	②b
報告義務発生時	①の実行時	非居住者間の 支払等のため 報告対象外	②の実行時	②の実行時
経由/非経由 [報告様式]	経由 [様式3or4]		非経由 [様式1or2]	非経由 [様式1or2]
報告者	A社		A社	A社
取引相手・国	C社・米国		C社・米国	B社・米国
金額	100万US\$		100万US\$	100万US\$
支払/受領	支払		受領	支払
支払/受領の 原因となる取引	預け金の支払	預け金の返戻	特許使用料 の支払	
国収項目番号	875		875	451

＜ポイント＞

■ A社からC社に向けて送金した時点（①）では、A社のB社に対する債務は消滅しません。このため、外為法では、①の100万US\$の送金をA社のC社に対する預け金と捉えます。C社が銀行等の金融機関である場合（自分名義の口座を利用する場合）も同様に考えます。

■ その後、C社からB社に100万US\$が支払われた時点（②）でA社のB社に対する債務が消滅します。②の資金移動は外国における非居住者間の支払等のため報告対象ではありませんが、外為法では、A社がC社から預け金の返戻金を受領し（②a）、当該資金でB社に特許使用料を支払った（②b）と捉えます。ただし、このうち②aの預け金に係る返戻金の受領の報告は免除（報告省令1②ーイ）されているため、②bについてのみ報告が必要となります。

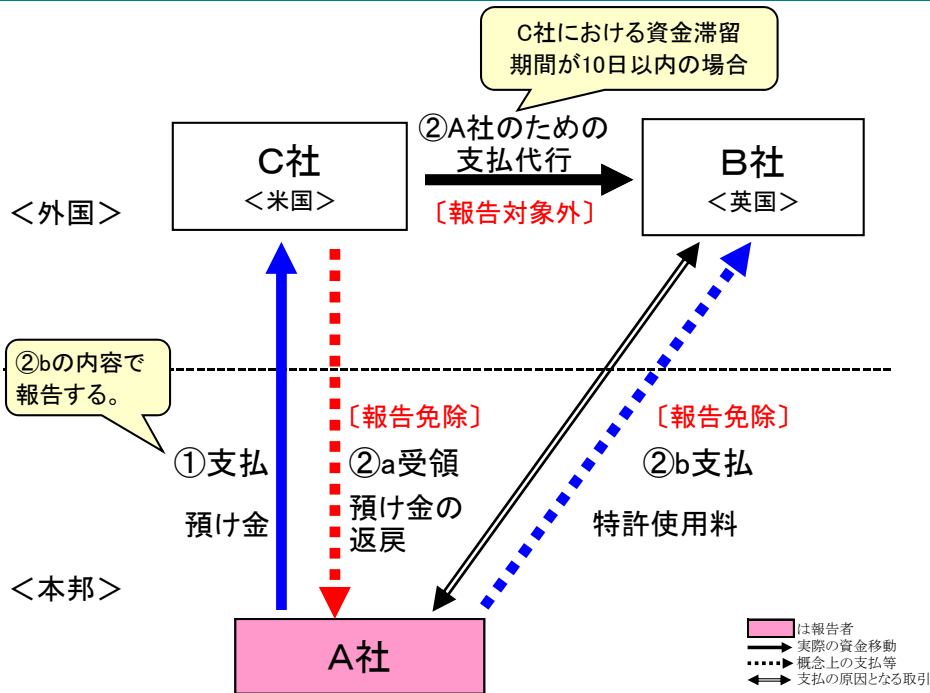
■ 本事例と＜事例1＞は、A社がB社に特許使用料を支払う点は同じですが、決済方法が異なるため、このように報告方法も異なります。また、本事例はC社での資金滞留期間が10日超であることを前提としていますが、10日以内の場合は報告方法が異なります（＜事例3＞参照）。

＜関連する報告書＞

■ 非居住者に対する預け金の月末時点における残高（金融機関以外への預け金を含む）が1億円相当額を超える場合は、「海外預金の残高に関する報告書」〔様式54〕が必要となります。

＜事例3＞非居住者が行う決済代行（他の非居住者との取引、預け金＜預入期間が10日以内＞の場合）

A社はC社（A社の100%子会社、米国）を通じてB社（英国）に特許使用料（100万US\$）を支払います。支払資金は予めC社に送金し（①）、C社は資金受領後10日以内にB社に対して支払を行いました（②）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①(②bの取引内容で報告)	②	②a[報告免除]	②b[報告免除]
報告義務発生時	①の実行時	非居住者間の支払等のため報告対象外	②の実行時	②の実行時
経由/非経由 [報告様式]	経由 [様式3or4]		非経由 [様式1or2]	非経由 [様式1or2]
報告者	A社		A社	A社
取引相手・国	B社・英国		C社・米国	B社・英国
金額	100万US\$		100百万US\$	100万US\$
支払/受領	支払		受領	支払
支払/受領の原因となる取引	特許使用料の支払		預け金の返戻	特許使用料の支払
国収項目番号	451	875	451	

＜ポイント＞

■ 本事例は、決済のスキームは事例2と同じですが、C社における資金滞留期間が10日以内のケースです。この場合、②bの特許使用料に係るB社への支払に関する報告は免除（報告省令1②-ロ）され、これに換えて、①の送金に関する報告書に②bの内容を記入します。具体的には、①のC社に対する預け金のための送金に係る「支払等報告書（経由）」の取引相手は「C社・米国」でなく「B社・英国」、国収項目番号は預金の「875」でなく特許使用料の「451」を記入します。

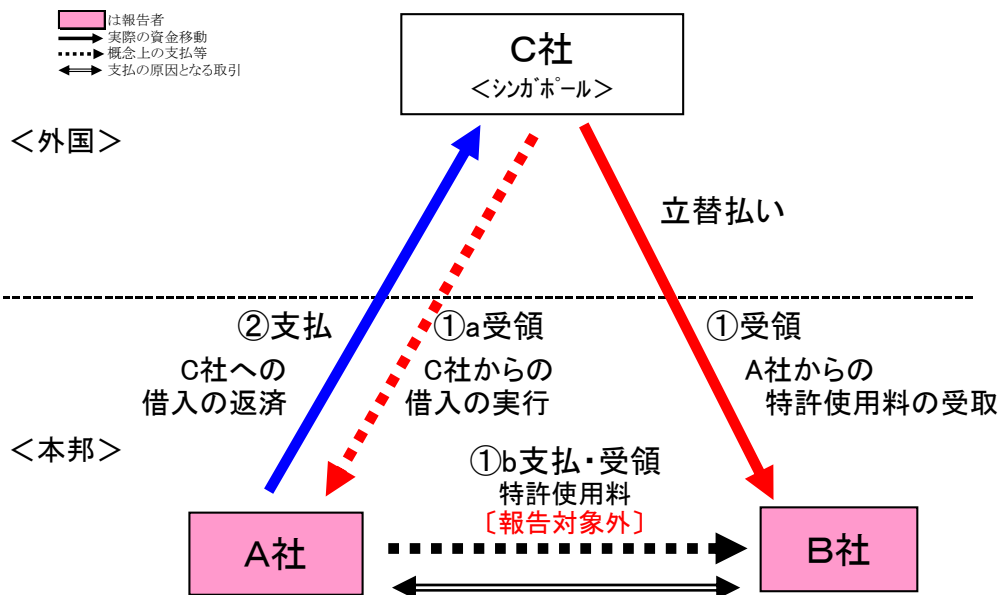
- ②aの預け金に係る返戻金の受領に関する報告も、＜事例2＞と同様免除されている（報告省令1②-イ）ため、必要となる報告は①についてのみです。
- 「支払等報告書（経由）」を提出する時点で、資金滞留期間が確定できない場合には、預け金の支払（＜事例2＞を参照）により報告してください。

＜関連する報告書＞

■ 非居住者に対する預け金の月末時点における残高（金融機関以外への預け金を含む）が1億円相当額を超える場合は、「海外預金の残高に関する報告書」〔様式54〕が必要となります。

<事例4>非居住者が行う決済代行（居住者間取引、立替払いの場合）

A社の国内取引に係る決済は、シンガポールの金融子会社C社（A社の100%子会社）が代行しています。今般A社がB社（居住者）に支払う特許使用料（3,500万円）をC社が立替えて支払いました（①）。翌月、A社はC社に対して3,500万円を送金しました（②）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	①a	①b	②
報告義務発生時	①の実行時	①の実行時	本邦における居住者間の支払等のため報告対象外	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	経由 〔様式3or4〕	非経由 〔様式1or2〕		経由 〔様式3or4〕
報告者	B社	A社		A社
取引相手・国	A社・日本	C社・シンガポール		C社・シンガポール
金額	3,500万円	3,500万円		3,500万円
支払/受領	受領	受領	支払	
支払/受領の原因となる取引	居住者間の取引に係る海外からの支払の受領	外国子会社等からの借入の実行（金融会社間以外）	外国子会社等からの借入の返済（金融会社間以外）	
国収項目番号	1003	923	923	

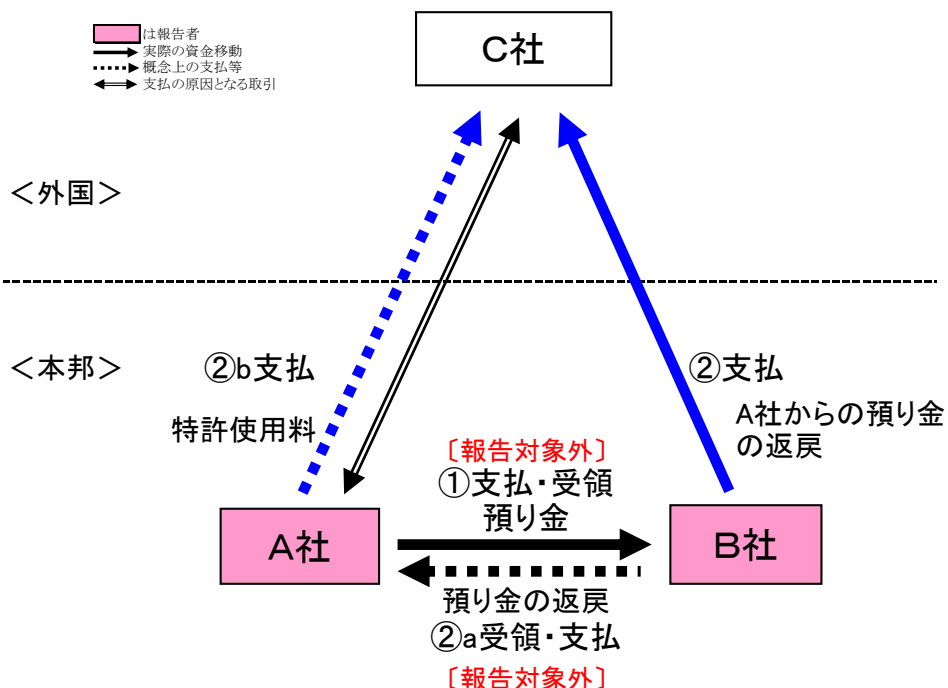
<ポイント>

■ 本事例の「支払等の原因となる取引」は、A社・B社の居住者間取引であるため、本邦において支払が行われていればそもそも報告の対象とはなりません。しかし、このように、非居住者であるC社がA社のためにB社に立替払いをした（①）場合、B社は外国から3,500万円を受領するため「支払等報告書（経由）」の報告が必要となります。なお、報告書においては、3,500万円を受領した原因取引を記入するよう求めている（支払等報告書下欄の記入要領参照）ため、「取引の相手方」は送金人の「C社・シンガポール」でなく「A社・日本」、「国収項目番号」は「451」（特許使用料）でなく「1003」（居住者間の取引等に係る海外からの支払の受領）となります。

■ このC社による立替払い（①）をC社によるA社に対する金銭貸借と考えます。この場合、実際の資金移動は発生しませんが、A社はC社から借入金3,500万円を受領し（①a）、その資金でB社に特許使用料を支払った（①b）と捉えます。従って、①aについて「支払等報告書（非経由）」の報告が必要です。①bは本邦における居住者間の支払等のため、A社、B社共に報告対象外となります。その後、A社がC社に向けて行った送金（②）は、特許使用料ではなく①aの借入に係る返済資金となります。

<事例5>居住者が行う決済代行（他の居住者と非居住者との取引、預り金の場合）

商社B社（居住者）は、A社（居住者）の取引に係る決済の代行をしています。今般、B社は、A社がC社（米国）に支払う特許使用料（100万US\$）を予め預り（①）、A社に代わってC社に支払いました（②）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	②	②a	②b
報告義務発生時	本邦における居住者間の支払等のため 報告対象外	②の実行時	本邦における居住者間の支払等のため 報告対象外	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕		経由 〔様式3or4〕		非経由 〔様式1or2〕
報告者		B社		A社
取引相手・国		A社・日本		C社・米国
金額		100万US\$		100万US\$
支払/受領		支払		支払
支払/受領の原因となる取引		他の居住者と非居住者との決済のための預り金		特許使用料
国収項目番号		1002		451

<ポイント>

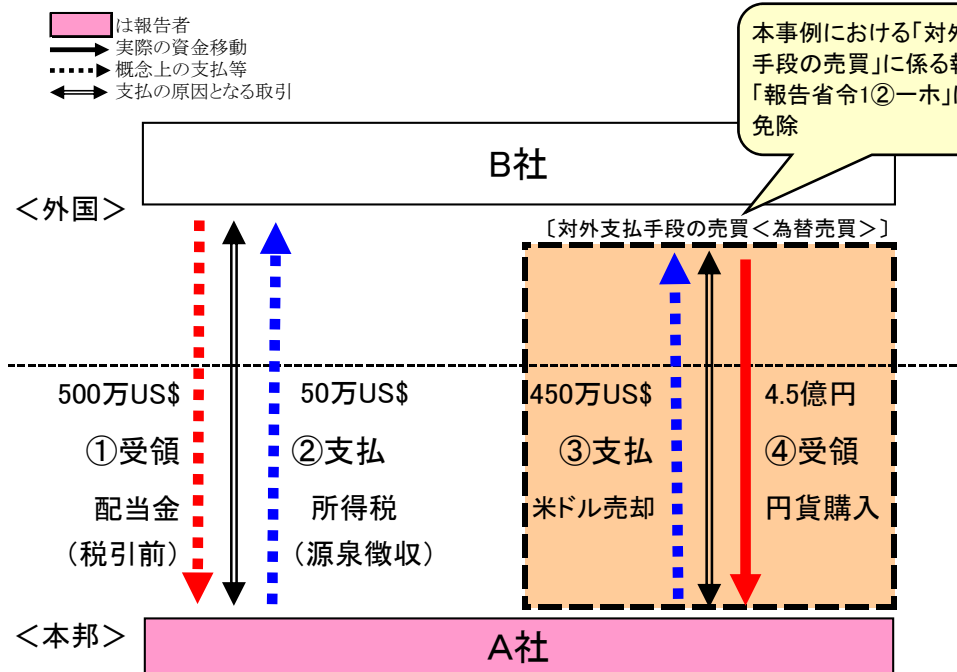
■ A社からB社への資金移動（①）は、本邦内における居住者間の支払等のため、そもそも報告対象ではありません。この時点ではB社はA社の資金を預っているに過ぎないため、A社のC社に対する債務は消滅しません（A社のC社に対する債務が消滅するのは、B社がC社に送金（②）をした時点です）。

■ B社がC社に送金（②）をした時点でA社のC社に対する債務が消滅します。B社は、この②の送金について「支払等報告書（経由）」が必要となりますが、B社にとっては、送金の原因となる取引はA社との間における取引、すなわち、C社に対する債務を消滅させるものでなく、A社からの預り金（①）の債務を消滅させるための支払（②a）と捉えます。従って報告書には、取引の相手方は送金の受取人である「C社・米国」でなく「A社・日本」、国収項目番号は「1002」（他の居住者と非居住者との決済のための預り金）と記入します（支払等報告書下欄の記入要領参照）。

■ また、②の支払によってA社のC社に対する債務が消滅するため、外為法ではA社がC社に対し特許使用料を支払った（②b）と捉えます。このため、A社は、②の支払実行時に、②bについて「支払等報告書（非経由）」が必要となります。

<事例6>外国子会社からの配当金の受取（源泉徴収あり、対外支払手段の売買<為替売買>を伴う場合）

A社は、米国の子会社B社（A社の100%子会社）から配当金（500万US\$）を受領しました。配当金の本国送金にあたっては、B社が10%の源泉徴収を行った後、本邦にあるA社の銀行口座に円建てで送金しました（4.5億円）。
〔A社とB社との間の為替レートは100円/US\$とする〕



▼提出が必要となる「支払等報告書」

	①	②	③〔報告免除〕	④〔報告免除〕
報告義務発生時	配当金受領時	B社による源泉徴収時	売却したドルの支払時	購入した円の受領時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	経由 〔様式3or4〕
報告者	A社	A社	A社	A社
取引相手・国	B社・米国	B社・米国 ^(注)	B社・米国	B社・米国
金額	500万US\$	50万US\$	450万US\$	4.5億円
支払/受領	受領	支払	支払	受領
支払/受領の原因となる取引	外国子会社等からの配当金の受領	外国政府への所得税の支払 (源泉徴収)	為替売買	為替売買
国収項目番号	521	624	1001	1001

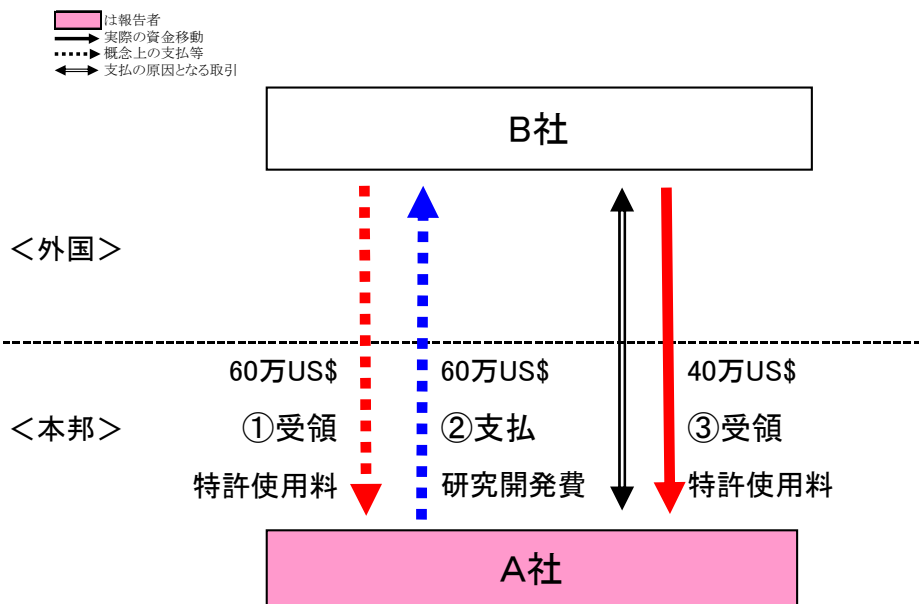
(注)税金の支払先は本来は政府だが、ここでは源泉徴収義務者であるB社を取引相手として報告。

<ポイント>

- 配当金の支払及び現地政府への納税は、通常、現地通貨で支払われます。
- この決済を支払等の発生した順に時系列で並べると次の通りになります。
 - ①配当金の受領：A社はB社から500万US\$の配当金を受領します。この場合、報告する配当金の額は源泉徴収前の金額になります。
 - ②税金の支払：B社によって所得税50万US\$が源泉徴収されます。この50万US\$は、A社からB社（源泉徴収義務者）への支払と捉えます。
 - ③為替売買（US\$売却）：A社は源泉徴収後の手取り額、450万US\$をB社に売却し、購入した円貨を本邦で受領します（為替売買）。この売却に伴い、A社はB社に450万US\$を支払ったと捉えます。
 - ④為替売買（円貨購入）：A社は本邦にある銀行でB社より4億5千万円を受取ります。この受領は配当金ではなく、③で売却した450万US\$の代り金です。⇒③④の為替売買（国収項目番号1001）に伴う支払等については、「報告省令1②一ホ」に該当するため、報告が免除されています。なお、「為替売買」に係る支払等について報告が免除されるのは、「報告省令1②一ホ」に該当する場合に限られるので注意してください。

<事例7> 債権債務の相殺

A社はB社（米国）に対し、特許使用料（100万US\$）の債権と医薬品の研究開発費（60万US\$）の債務があります。今般、A社は研究開発費の債務60万US\$をB社に対する特許使用料の債権の一部と相殺し、B社から差額の40万US\$を本邦にある銀行口座で受取りました。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	②	③
報告義務発生時	相殺を行った時点	相殺を行った時点	③の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	経由 〔様式3or4〕
報告者	A社	A社	A社
取引相手・国	B社・米国	B社・米国	B社・米国
金額	60万US\$	60万US\$	40万US\$
支払/受領	受領	支払	受領
支払/受領の 原因となる取引	特許使用料	研究開発費	特許使用料
国収項目番号	451	464	451

<ポイント>

■ 相殺の対象となった60万US\$については資金移動が生じませんが、これによって債権と債務が消滅するため、外為法では60万US\$の受領（①）と60万US\$の支払（②）があったと捉えます。このため、金銭による決済をした場合と同様、「支払等報告書（非経由）」の提出が必要となります。

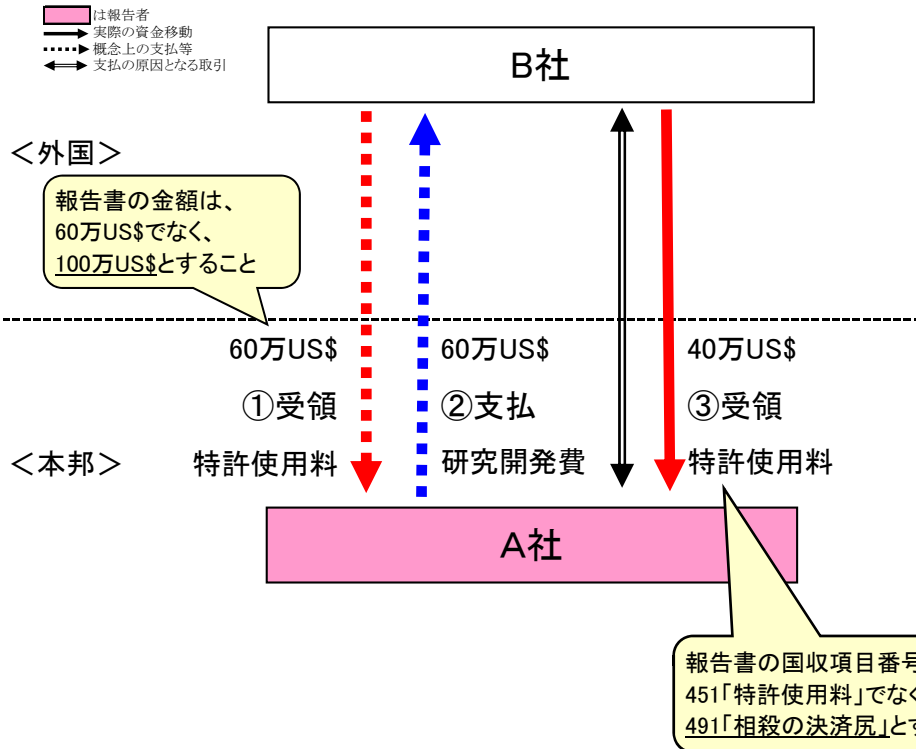
■ 差額の40万US\$は、本邦にある銀行の為替を利用して受領をしたため、「支払等報告書（経由）」の提出が必要です。

■ 上記事例では100万US\$の債権（特許使用料）を60万US\$（①）と40万US\$（③）に分割して受領したため、「支払等報告書」は、「非経由」と「経由」の2通必要となりますが、国収項目番号は共に「451」（特許使用料）となります。

■ なお、特許使用料を①、③に分割して受領せず、一括して受領したものと考え、③を相殺の決済戻りの受領と捉える場合の報告方法については、<事例8>を参照ください。

<事例8> 債権債務の相殺（国収項目番号491を用いる報告）

A社はB社（米国）に対し、特許使用料（100万US\$）の債権と医薬品の研究開発費（60万US\$）の債務があります。今般、A社は研究開発費の債務60万US\$をB社に対する特許使用料の債権の一部と相殺し、B社から差額の40万US\$を本邦にある銀行口座で受取りました。



▼必要となる「支払等報告書」

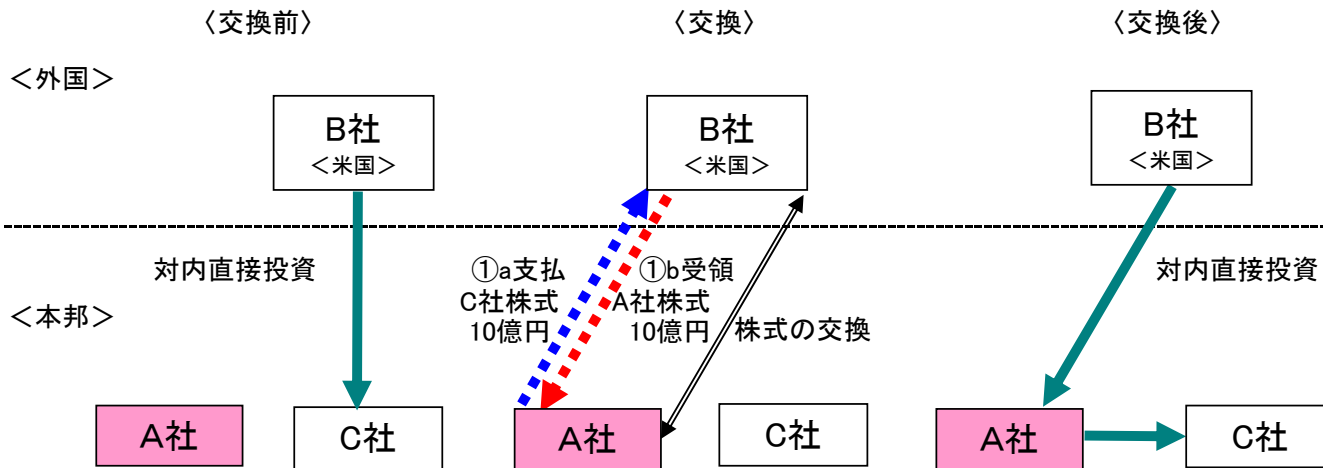
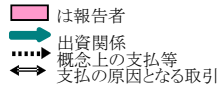
	①	②	③
報告義務発生時	相殺を行った時点	相殺を行った時点	③の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	経由 〔様式3or4〕
報告者	A社	A社	A社
取引相手・国	B社・米国	B社・米国	B社・米国
金額	100万US\$	60万US\$	40万US\$
支払/受領	受領	支払	受領
支払/受領の原因となる取引	特許使用料	研究開発費	相殺の決済尻
国収項目番号	451	464	491

<ポイント>

■ ③の受領に係る「支払等報告書（経由）」の国収項目番号を「451」でなく「491」とする場合は、「支払等報告書（非経由）」の記入方法が<事例7>と異なります。すなわち、<事例7>では、「支払等報告書（非経由）」に記入する「受領」の金額は「支払」と同額の60万US\$となりますが、国収項目番号「491」を使用する本事例の場合、「受領」の金額は、特許使用料の債権総額である100万US\$を記入します。なお、本事例に基づく方法であっても「支払等報告書（経由）」は必要なので留意してください。

<事例9>株式の交換

A社はB社（米国）が保有しているC社（B社の100%子会社、日本）の株式をB社から取得し、代わりにA社の株式をB社へ交付しました（A社株式の交付後、B社のA社に対する議決権比率は50%）。



▼必要となる「支払等報告書」

	①a	①b
報告義務発生時	①aの実行時	①bの実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A社	A社
取引相手・国	B社・米国	B社・米国
金額	10億円	10億円
支払/受領	支払	受領
支払/受領の 原因となる取引	対内直接投資 引揚げ	対内直接投資 実行
国収項目番号	912	912
支払又は支払 の受領の目的	C社の名称と業種 番号を記入	

<ポイント>

■ 外為法では、この非居住者との証券の交換も支払等に当たります。上記の例では、報告者A社から見て、A社株式の交付およびC社株式の取得は、それぞれC社株式の取得に伴う支払（①a）およびA社株式の交付に伴う支払の受領（①b）になります。それぞれの金額欄は、取引金額（帳簿価額）を記入してください。

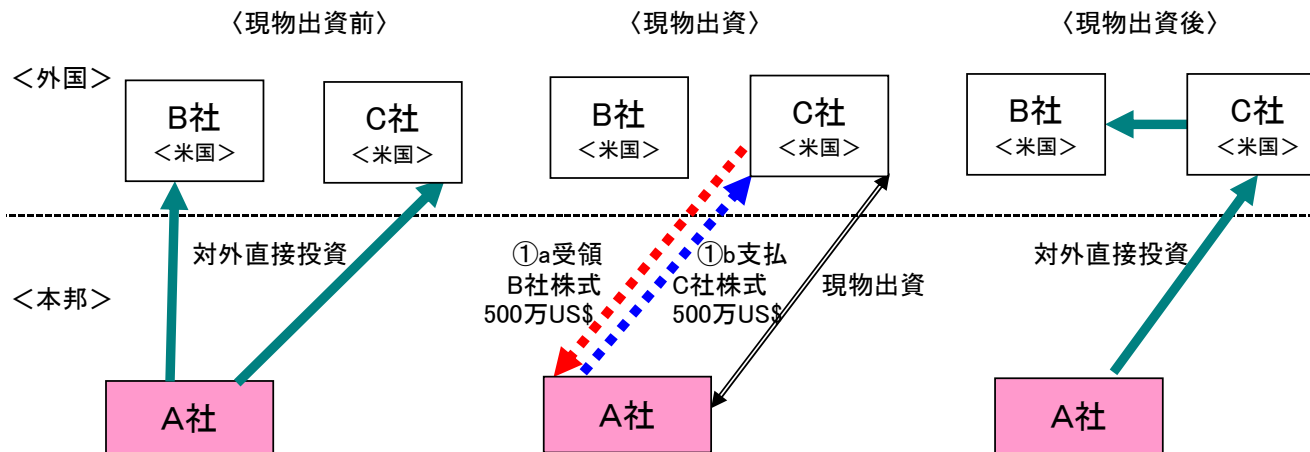
■ 発行済株式等の取引に伴うものとして、国際収支項目番号912にて報告する場合には、あわせて当該株式等の発行体の名称および業種番号を記入してください（①aの報告ではC社の名称および業種番号）。

■ 国収項目番号は、①a、①bともに議決権比率により912（10%以上）または943（10%未満）となります。

<事例10>現物出資

A社は保有しているB社（A社の100%子会社、米国）の株式をC社（A社の100%子会社、米国）に現物出資しました。

は報告者
 出資関係
 概念上の支払等
 支払の原因となる取引



▼必要となる「支払等報告書」

	①a	①b
報告義務発生時	①aの実行時	①bの実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A社	A社
取引相手・国	B社・米国	C社・米国
金額	500万US\$	500万US\$
支払/受領	受領	支払
支払/受領の原因となる取引	対外直接投資 引揚げ	対外直接投資 実行
国収項目番号	812	812

<ポイント>

- 外為法では、この現物出資も支払等にあたります。上記の例では、報告者A社から見て、C社株式の取得（出資）およびB社株式の現物出資は、それぞれB社株式の現物出資に伴う支払の受領（①a）およびC社株式の取得（出資）に伴う支払（①b）となります。それぞれの金額欄は、取引金額（帳簿価額）を記入してください。
- 取引の相手方については、非居住者発行証券の取引にあっては証券の発行体を記入するため、①aの報告においては、C社ではなく、現物出資する株式の発行体であるB社の名称を記入します。
- 国収項目番号は、①a、①bともに議決権比率により812（10%以上）または843（10%未満）となります。